

『部活動改革』 Q&A

鶴岡市教育委員会学校教育課

部活動の意義について

Q. 今後の部活動は、どうなっていくのか。

A. スポーツ庁は次期、中学校学習指導要領の改訂の見直しを提言している。現在、教育課程外の活動である部活動が「学校教育の一環」として位置づけられていることから、部活動は必ず学校において設置・運営しなければならない、また教師が指導しなければならないなどの誤解が生じている。

平日の部活動についても、休日同様、段階的に地域に移行し、部活動は今後、縮小していくものと捉えている。

Q. 部活動は仲間を作るということに大きな役割があると思われるが、その役割も失われる恐れはないか。

A. これまでの部活動は、「学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」とされ、学校教育の一環として教育課程との関連が図られてきた。

今後は、スポーツを楽しみたいと思っている生徒や運動が苦手な生徒、障害のある生徒などが、より参加しやすい活動（例えば、複数の運動種目の経験ができる活動等）として残っていくことが考えられる。

Q. 競技志向ではない子どもたちが、このまま競技の継続をあきらめてしまうのではないか。

A. 普及育成については、現在、各競技団体でも検討がなされ、それぞれの競技において取り組んでいる状況である。少子化は、待ったなしであり、そのような状況の中、子どもや保護者のニーズに応じた活動がされ、生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境整備の構築が急務であると捉えている。

Q. 今後のスケジュールについて、平日部活動の扱いはどのようになっていくか。

A. 国は、「休日の運動部活動から段階的に地域移行をしくことを基本とする」とし、令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途に可能な限り早期な実現を目指すとしている。

また、平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むとし、休日の進捗状況等を検証し、更に改革を推進するとしていることから、今後、具体的な方針が示されるものと捉えている。

地域移行に係る経費（費用負担）及び支援等について

Q. 費用負担（指導者への謝金及び移動費の問題）についてはどのように考えるか。

A. 基本的には受益者負担となる。現在、部活動は、教員の献身的な指導のもと、指導料などが発生せず、比較的 low cost で行うことができたが、所属するスポーツ団体等に会費を支払うことで、部活動での部費と比べ、金額が高くなることが想定される。

今後の支援の在り方については、国の補助制度も含めて検討していく必要があると捉えている。

Q. 移行先（団体）に対する支援・補助について

A. 国（スポーツ庁・文化庁）は、運営団体・実施主体の整備充実事業として地域スポーツクラブ・地域文化倶楽部活動等の運営団体・実施主体の整備充実のため、持続可能な運営に向けた体制整備や質の確保に係る

取組等を支援するとし、令和5年度概算要求を行った。

今後、国や県の動向を注視しながら、市長部局においても検討が図られていくものと捉えている。

Q. 市として来年度に向けて予算化していく動きはあるか。

A. 国や県の動きを踏まえ、部活動指導員の配置、参加費用負担への支援、運営団体・実施主体への支援、移動経費負担への支援、外部指導者への保険補助等の支援が可能かどうか、検討している。

大会について

Q. 土日の活動が地域移行していくのであれば、大会等はどうなっていくか。

A. 大会については、部活動顧問が協会や連盟の役員を兼ねている状況等があることから、令和5年度から全ての大会を地域に移行することは難しいと考える。そこで、土日の練習については令和5年度から移行し、土日の大会について、可能な競技や大会から地域移行を段階的に進めていく。

現在のところ、各競技団体や中学校体育連盟の各競技専門部等と連携を図りながら検討を行っている状況であり、日本中体連が示す通り、中体連が主催する大会にスポーツクラブ等が参加することになれば、これまでと同じ運営の仕方とはいかなくなると捉えている。

Q. 今まで土日の中体連大会で先生方が運営してきたが、今後はどうなるか。

A. 中体連の大会については、現行どおり、先生方の協力のもとに活動していくこととなる。しかし、今後、クラブチームのエントリーがあった場合には、運営方法について検討が必要になると捉えている。

指導者について

Q. 「指導者」に必要な資格の有無について教えていただきたい。

A. 総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団については、日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格（各競技の公認スポーツ指導者資格を有するもの）及びそれに準ずる資格を必要とするとしている。保護者会クラブの指導者については、資格が必ずしも必要であるとはしていない。民間クラブについては、それぞれのクラブによるものと捉えている。しかしながら、今後は、責任の所在等に関わることから、各競技団体の方針のもと、有資格が望ましいものと捉えている。

Q. 地域移行に伴い指導者不足は否めない。外部指導者の派遣について、どのように考えるか。

A. 本市スポーツ協会傘下の各競技団体に対し、教育委員会として指導者の推薦及び紹介について、各専門部及び学校等（顧問含む）からの相談に乗っていただくよう依頼している。今後、各競技団体に相談いただきたい。

Q. 今後、部活動指導員の活動についてはどのようになっていくか。

A. 学校の先生方と同様な扱いになっていくと考える。基本的には平日の部活動を担当し、土日については、部活動として参加する大会への引率・指導のみとなる。したがって、基本的な考え方としては土日の活動については、部活動指導員としての身分で行うのではなく、地域の指導者としての身分で指導していくことになる。今後、部活動指導員については、国等の方針も踏まえ、整理していく必要がある。

保険について

Q. 保険についてはどのように考えるか。

A. 保険については、部活動であれば災害救済給付制度で補償されるが、地域の活動となれば、スポーツ安全保険などの民間の保険制度の活用が考えられる。

生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償が受けられることは重要であると考え。また、他人にケガを負わせてしまった場合の個人賠償責任保険も含まれることが望ましい。

スクールバスについて

Q. 部活動が地域の活動に移行する場合、現行どおりスクールバスを利用することは可能か。

A. 国は、土日の地域移行について、できる限り早期とすることが望ましいが、令和5年度から段階的に進め、3年後の令和7年度末までを達成時期のめどと示している。

スクールバスについては、基本的には「学校教育活動の一環」として行われてきた部活動に対する支援としてのスクールバスであることから、地域活動となった場合、スクールバス対応は原則として認めないことになる。ただし、上記のとおり、国が示す3年間（地域移行重点期間）に限り、現行同様、拠点となる学校までのスクールバスの対応が可能かどうか、現在の利用実績を踏まえ、関係部局と調整している。

新たな増便や学校以外への送迎を目的としたスクールバスの対応については、予算や運行管理の関係上、難しい状況である。

施設確保等について

Q. 練習場所の確保や、練習試合の組み方など、どのようにしていくべきか。

A. 部活動の練習場所の確保については、学校施設の利用を原則とし、顧問等が調整を行っている。土日の活動が地域移行した後も、当面は同様の対応となる。

今後については、受け皿となる団体が中心となり、地域で調整会議を行い、練習場所を確保していくことが想定される。また、拠点となる中学校だけでなく、小学校や高等学校、閉校となった学校、市や県の施設などの開放についても、減免などの支援を受けつつ活用していくことも検討していく必要がある。

練習試合については、まずは顧問間での調整は続けていく。ゆくゆくは、外部指導者等の地域の指導者同士での練習試合の調整に移行していくものである。

Q. 休日における部活動の地域移行となった場合、現行通りの施設の確保と全額免除がなされるか。

A. また部活動同様の全額免除については、現在担当部局と検討中である。

文化部に関わる内容について

Q. 文化部について、具体的な移行の仕方を示してほしい。

A. 文化庁は8月、提言を取りまとめ、今後の地域移行の在り方について、具体的な方針が示された。大会規定の緩和など、大会参加等、今後どのように変わっていくかも関わることから、現段階でこうあるべきだとは言えない状況である。

また、文化部については、指導者不足、楽器輸送に係る経費や労力、会場施設や確保の問題などなど、地域移行が難しい状況であることから、各連盟等との連携を図りながら進めていく必要があると考える。

Q. 土日、学校設備を利用している（吹奏楽や合唱等）部活動への対応はどうか。施設管理面での対応について。

A. 現在、土日の活動について、部活動指導員（教員 OB など）を配置し、部活動指導員の責任のもとに、鍵の開け閉めを行う等の対応を図っている学校がある。今後も施設管理面での対応については、部活動指導員と同等の役割を担う人材の配置等も含めて、検討が必要であると捉えている。

Q. 詳細な積み重ねによって成り立つ音楽が、毎週末に指導者が変わることへの不安についてはどのように考えるか。

A. 指導方法や考え方に違いが生じ、悩むことがないように、平日を担当する顧問と、土日に担当する地域指導者との間で丁寧な引継ぎをしていくことが必要であると考えます。

また、現在、上記の課題等の解決に向けて、指導を希望する教員、及び連盟等において地域活動（クラブ化）が可能となる仕組みの構築に向けて動き出していると伺っている。

Q. 合唱において複数校でクラブを作った場合、希望する教員が所属し、指導及び大会参加が可能か。

A. 文化部活動の地域移行に関する検討会議（提言）によると、大会（コンクール）について参加資格等の在り方や、引率や外部人材の活用などの運営の在り方について見直し、及び関連規定の整備を速やかに行うこととしている。

大会（コンクール）規定等も関わる内容であることから、今後の国の動きを踏まえた検討が必要であると捉えている。今後、対象学校や専門部等と連携を図る必要がある。

その他

Q. 少子化の問題を考えた場合、部活動がそれぞれのクラブへそのまま移行したとしても、解決できないのではないか。

A. そのとおりである。

学区という枠で地域移行を考えた場合、少子化の課題を解決することはできない。日本中体連が地域スポーツクラブを認めた背景には、学校対抗では、今後、持続可能な大会運営が難しくなり、少子化の課題を解決するために、学区を超えた広範囲での活動集団を認めたものと受け止めている。

今後は、学区によらない地域団体への移行が進んでいくと予想される。受け皿となる団体への支援については、国の補助制度も含めて、検討していくことになる。

Q. 土日の地域移行に伴い、現行のガイドラインの適応はどうなるか。

A. 現行の「鶴岡市中学校部活動等に関する基本方針（ガイドライン）」は、部活動に係るガイドラインであるため、地域移行に伴う地域活動については、適応外となる。

生徒の健全育成のため、過度な活動を控えることも大切であり、生徒・保護者のニーズに応じた活動を展開することが重要であると考えます。

Q. 今後、高校も同様に部活動改革がなされていくか。

A. 国は「まずは中学校の休日の活動から段階的に地域に移行していく」としている。その後、高校や中学校

の平日も検討していくとしていることから、今後、高校についても同様な改革がなされていくものとする。

Q. コロナ禍で保護者同士が話し合う機会を持たず困惑しているが、現存する地域活動の情報をすでに知っている人、知らない人では選択の幅の公平さが欠けるのではないか。

A. 今後、コロナ禍の状況を鑑みながら、本市説明会の資料を参考とし、部活動毎に地域移行に伴う話し合いの場を設けることを依頼する。

質問等については学校及び教育委員会担当まで。

Q. 現5・6年生を対象とした説明会はないか。

A. 教育委員会としての説明会については、現在のところ予定はしていない。来年度の部活動改革について、チラシを作成し周知している状況である。

今後、現在の6年生を対象として行われる各中学校における入学説明会（例年11月から開催）等において、説明が行われるものと捉えている。